（本號八面）　（明治三十五年五月一日　郵便信書認可）　明治二十六年九月七日　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千七百五十四號　木曜日
明治廿六年九月七日
舊暦癸巳七月廿七日　（丁未）
日出午前五時十八分　入午後五時五十九分
月出午前一時二十二分　入午後四時二十六分
潮汐午前一時四十二分　午後二時三十一分
（西暦一千八百九十三年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價郵送料は左の如し

一號　貳錢五厘〇一ヶ月　前金五拾錢〇三ヶ月　前金壹圓四拾五錢〇六ヶ月　前金貳圓八拾五錢〇一ヶ年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報郵送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、鎮山、元山津　一ヶ月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一ヶ月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一ヶ月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一ヶ月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一ヶ月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

	一行五號活字廿四字詰	一行 ユ 付十三錢十一錢十錢五厘
一日限	一行	一行
一日以上六日迄	一行	一行
七日以上	一行	一行

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に進したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

政府の情實除く可きや否や

政府は第四議會以來部內の整理に着手して海軍改革の如き既に其功を終り行政整理の結果も近日の中に發表す可しと云ふ蓋し政府が只管部內の整理に汲々たるは年來世間に情實云々の攻擊喧しくして議會に對する遲鈍も意の如くならざるのみならず當局者自身と雖も內實は其情實の爲めに苦めらるゝの事情もなきに非ざれば議會の攻擊を幸にして此機會に際し大に部內を整理するの意味もあるみとならんか政府の情實は外より見て非難す可きの點あるのみか自から其弊に堪へざるの內情もありとすれば之を除くは目下の急なれども抑も其情實の病根は政府の如何なる部分に宿して如何なる獸態を呈しつゝあるか將た之を除くには如何なる治療法を用ゆ可きやと云へば其診斷甚だ困難なるものあり政府に冗員多きか之を省く可し、冗費大なるか之を節す可し、病根果して冗員冗費に在らば之を除くみと誠に容易なりと雖も本來政府の情實病は斯る輕症のものなるや否や我輩の所見を以てすれば世人が情實の原因と認むるものは所謂藩閥功臣の組織にして凡百の弊害は此原因より來るものと心得るみとなれば冗員冗費の如きは畢竟ろの餘症と見做すに過ぎず或は當局者の眞實に苦しむ所は其餘症たる冗員冗費の始末に在るみとならんと雖も反對の眼より見るときは其始末の如き俗に云ふ自から臭氣を知らざるの沙汰にして癌に一笑を催ほす可きのみ即ち彼の行政整理委員の如き政府部內の粹を拔きたるものならんなれども矢張り情實中の人たるを免れざるものにして其情實中の人が取調べたる結果を以て世人の滿足を得んとするは到底難かる可し又海軍の改革の如き或人の說に據れば非常の決斷にして冗員の始末に就ては從來に似ず隨分思ひ切たる處置も少なからずと云ふ當局者に取りては忍ぶ可らざるを忍びたる英斷にして或は自から得意なるやも知る可らずと雖も外より見るときは其改革に從事したる人人も亦是れ情實中の人にして情實中に行ひたるものにみそれば之に滿足するものはなかる可し即ち其滿足を得んとするには今の當局者が其地位を去りて他人をして從事せしむるに非ざれば不可なればなり軍に海軍の改革のみならず政府一般の事に關しても皆同樣の次第なれば折角の行政整理は毫も世間の反對家を滿足せしむるの效なきのみならずまゝ〳〵其乘ずる所と爲りて自から苦しむの外ある可らず若しも當局者が此邊の事情に通ぜず他を和らげ兼て自から利せんとして飽までも情實根治の政略を執るみともあらんか之を喩へば德川幕府末路の當局者が王政維新の曉を待たずして自から藩籍置縣を斷行するものに異ならず封建の制度に於てゐろ幕府を維持するの必要もあるみとなれ既に諸藩を廢するときは幕府自身も亦無用の長物と爲りて政權返上の擧に及ばず獨り自から倒るゝの外なきのみ明治政府が自から情實を一掃して一點の痕迹だも絕たしめんとするは或は此例に類するが如きみとなかる可きや若しも當局者に於て今の政府を維持せんとの考なりんには部內の改革整理を以て情實云々の攻擊を免れんとするは到底覺束なき所なる可し二十餘年來の政府は情實を以て立つものなり情實を除かんとすれば功臣政府の根底より除かざる可らず之を除くの得失論は姑く擱き當局者は果して此邊の意味を知るや知らずや自から退くの勇なくして細々情實を矯めんとす我輩あれを許して小刀細工の巧に似て拙なるものと云ふのみ左れば今の謀を爲すに斷して斷ずして情實と共に政府を維持するか然らざれば夫子自から去て情實の根本を絕つ可し二者孰れにても若しかるず其撰擇は當局者に一任するものなり

官報

○勅令

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第九十二號

陸軍定員令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十六年九月五日

陸軍大臣伯爵大山巖

陸軍定員令附表第七號平時對馬警備隊編制表左ノ通改正ス

第七號

平時對馬警備隊編制表

區分	階級（少）	司令部	歩兵隊	砲兵隊	合計
		人員	乘馬人員	人員	乘馬人員
中	佐	一			
大	司令官	一			
中	副官				
少	隊長				
曹	隊長				
二	隊長				
一	隊長				
工	隊長				
火	隊長				
火	隊長				
上	隊長				
二	隊長				
一	隊長				
計		六	二	二	二
一等軍醫					
二等軍醫					
一等軍書記					
二等軍書記					
一等軍吏					
二等軍吏					
一等看護長					
二等看護長